

第22期 第32回 農業委員会総会審議結果

開催日時	平成29年4月28日(金曜日) 午後4時00分 ~午後5時00分				
開催場所	苫小牧市役所第二庁舎2階北会議室				
出席委員	今泉 宏治	及川 末男	亀谷 正司	野村 真理子	工藤 良一
	黒坂 章	山内 幸子	佐久間 貴子	山本 まり子	丹羽 秀則
				計	10名
欠席委員	谷口 隆昌				
議事録署名委員	工藤 良一	黒坂 章			

審議内容

報告第1号 苫小牧市農業委員会事務局職員の任免について

平成29年3月31日付 (併任解除) 事務局長 林崎 竹重
 (併任解除) 主査 赤松 英男
 (任期満了) 主査 川村 勇気
 (任期満了) 主任主事 宇野 宏治
 (任期満了) 嘱託事務員 野村 春菜
 (任期満了) 嘱託事務員 阿部 恵子

平成29年4月1日付任用 (併任) 事務局長 望月 樹
 (併任) 事務局次長 遠藤 朗子
 (併任) 主査 池田 吉繁
 (併任) 主査 平野 学
 (併任) 主事 原 崇全
 (併任) 嘱託事務員 野村 春菜
 (併任) 嘱託事務員 阿部 恵子

審議結果	原案承認
-------------	-------------

報告第2号 平成29年度農業委員会費の予算について

1. 歳入

科 目	H29年度予算額	H28年度予算額	比較増減	説 明
農 業 手 数 料	28,000	28,000	0	現況証明、その他証明手数料
道 支 出 金	1,346,000	1,436,000	0	農業委員会交付金・機構集積支援事業補助金
雑 入	188,000	188,000	0	農業者年金業務委託手数料 他
市 費	5,207,000	4,697,000	510,000	
計	6,769,000	6,259,000	510,000	

2. 歳出

科 目	H29年度予算額	H28年度予算額	比較増減	説 明
報 酬	5,352,000	5,352,000	0	委員報酬
報 償 費	44,000	0	44,000	委員表彰記念品2名分
旅 費	805,000	518,000	287,000	費用弁償、管外視察、諸会議
需 用 費	175,000	168,000	7,000	消耗品費
役 務 費	43,000	43,000	0	郵便料
使用料及賃借料	250,000	78,000	172,000	管外視察バス借上げ
負担金及交付金	100,000	100,000		農業会議、胆振地方農業委員会連合会等
計	6,769,000	6,259,000	510,000	

審議結果

原案承認

報告第3号 苫小牧市農業委員会委員の継続について

委 員 氏 名	推 薦 団 体
谷 口 隆 昌	とまこまい広域農業協同組合

審議結果

原案承認

議案第2号 現況証明願いの下附について

所在・地番	公簿地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者(所有者)	願出理由	調査結果	調査委員
字樽前							
67番10	原野	登録なし	496	■■郡■■■町 ■■■丁目■番地 (株■■■ 代表取締役 ■■ ■■ (■■■) 外3名	砂利採取許可申請のため	農地・採草放牧地以外	及川 末男 亀谷 正司 野村 真理子 黒坂 章 山本 まり子
68番1の内	畑	登録なし	155				
68番10	原野	登録なし	1,123				
68番11	原野	登録なし	419				
68番12	原野	登録なし	1,057				
68番13	原野	登録なし	991				
68番14	原野	登録なし	991				
68番15	原野	登録なし	991				
68番21	原野	登録なし	551				
68番22	原野	登録なし	551				
68番23	原野	登録なし	551				
68番24	雑種地	登録なし	1,543				
68番25	原野	登録なし	1,240				
68番26	原野	登録なし	218				
68番27	原野	登録なし	485				
			(11,362)				

審議結果 原案可決

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
(使用貸借による権利の設定)

土地の表示			面積 (㎡)	貸主の 住所・氏名 生年月日 (設立年月日)	借主の 住所・氏名 生年月日 (設立年月日)	権利を設定しようとする 理由の詳細
所在・地番	地目					
	公簿	現況				
字樽前 69番1の内 69番2 70番1の内 96番29の内	畑 原野 牧場 用悪水路	畑 畑 畑 畑	8,260 17,191 120 349 (25,920)	■■■郡■■■■ 町■■■■■■■■ ■■■番地■■ ■■■ S27.8.5 生	■■■郡■■■■ 町■■■■丁目 ■■■番地 株式会社■■■ 代表取締役 ■■■ (S58.3.15 設立)	当該地は畑として利用しているが、表土に火山礫が混入しており耕作の悪い部分があり作業効率も悪いので、この農地から砂利を採取し、又砂利採取の堆積地として利用し跡地を埋め戻し、当地の良質な表土で敷き均し整地して、優良な畑として復元する。
権利を設定しようとする契約内容		転用計画の詳細		資金・事業計画の詳細		備考
1) 設定の時期 許可日から		1) 転用の目的 砂利採取		1) 資金計画の内訳 自己資金 ■■■,■■■■千円		
2) 権利の存続期間 許可日から1年間		2) 転用の時期及び概要 許可日から1年間 砂利採取量 27,025 m ³		2) 事業費の内訳 事業費 ■■■,■■■■千円 工事費 ■■■,■■■■千円 埋戻費 ■■■,■■■■千円		

※ 農地法第5条確認書は別紙 1

審議結果	原案可決
------	------

議案第4号-1 農用地利用集積計画について

(使用貸借による権利の設定)

整理 番号	29-1	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■市■■■町■■丁目■■番■■■号
				氏名又は名称	■■ ■
		利用権を設定する者		住 所	■■■市■■■■■■番地■
				氏名又は名称	■■ ■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市 字樽前	315番1の内 315番2の内 315番5の内	畑 畑 畑	37,428 m ² の内 6,142 m ² 2,481 m ² の内 720 m ² 902 m ² の内 92 m ² (計 6,954 m ²)	解除条件付 使用貸借権	普通畑
設定する利用権					利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法		
平成29年5月1日	平成34年4月30日	—	—	解除条件付 使用貸借	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性 別	年 齢	農作業従事日数		
■■ ■		男	70歳	—		
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(m ²)		主たる経営作目		
農 地	6,954	農 地		りんご、たまねぎ じゃがいも		
そ の 他						
世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況	主な農機具の所有状況		
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	1人	—	—	—	耕運機	1台
	農業専従者					
女	1人	—	—	—	耕運機	1台

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙 2

審議結果	原案可決
------	------

議案第4号-2 農用地利用集積計画について
(賃貸借による権利の設定)

整理 番号	29-2	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市字■■■■番地■■■■	
				氏名又は名称	株式会社■■■■■■■■ 代表取締役 ■■■■■■■■	
		利用権を設定する者		住 所	■■■■市字■■■■番地	
				氏名又は名称	■■■■■■	
利用権を設定する土地				設定する利用権		
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容	
苫小牧市字樽前	306番2	畑	8,606	賃借権	普通畑	
	306番3	畑	8,806 (計17,412)			
設定する利用権				利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に 係る当事者間の法律関係		
始期	存続期間 (終期)	借賃(円) (諸経費充当分含む)	借賃の支払方法	賃借		
平成29年5月1日	平成30年4月30日	■■■■■■円/年 (■■■■円/10a)	12月末までに■■ ■■氏の口座に振 込			

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		設 立		農作業従事日数		
株式会社■■■■■■■■ 代表取締役 ■■■■■■■■		平成28年4月1日		-		
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(m ²)		主たる経営作目		
農 地	17,412	農 地	17,412 (H29.4.30まで 貸借中)	スイートコーン かぼちゃ		
そ の 他						
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	1人	-	-	-	トラクター ロータリー ハウス	1台 1台 2棟
	農業専従者					
農業補助者	主として農業に従事する者 (人)					
女	人	従として農業に従事する者 (人)				

※農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書は別紙 3

審議結果	原案可決
------	------

その他

(1) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について
整理番号 28-9

利用権設定を受ける者 ■■■市■■■■■■番地■ ■■■■■■

利用権設定をする者 ■■■市字■■■■番地■ ■■■■

利用権を設定する土地 字美沢 9 番 1 の内 40,000.00 m²
10 番 1 の内 35,592.00 m²(変更前 46,245.00 m²)
10 番 2 の内 404.44 m²
(計 75,996.44 m²)

(2) 第33回農業委員会総会の開催について
5月25日(木) 午後2時から開催。

農地法第5条許可申請書確認書

第22期第32回農業委員会 議案第3号

申請者(4条)	借主(5条)	貸主(5条)	確認者
—	株式会社 ■■	■■■	■■ ■■

1 立地基準

(1) 農地区分の判断

判断項目	該当	備考
【農用地区域内農地】		
農業振興地域整備計画における農用地区域内	レ	
【甲種農地】(市街化調整区域内にある農地)		
概ね10ha以上の一団の農地で、高性能農業機械による営農が可能な農地	—	
農業公共投資対象後8年以内の農地	—	
【第1種農地】		
概ね10ha以上の集团的農地	—	
土地改良事業等の農業公共投資の対象農地	—	
農業生産力の高い農地	—	
【第2種農地】		
鉄道の駅や市町村役場等から500m以内の区域内(宅地割合が40%を超える場合は1kmを限度に延長可)農地	—	
農業公共投資対象外の生産性の低い小集団(概ね10ha未満)農地	—	
【第3種農地】		
水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設の路沿道で、概ね500m以内に2以上の教育施設等の公共公益的施設が存在	—	
申請地から概ね300m以内に鉄道の駅、インターチェンジ、市町村役場等がある	—	
住宅、事業所、公共施設又は公益的施設が連担	—	
街区の面積に占める宅地の面積割合が40%超	—	
都市計画法の用途地域内	—	
土地区画整理事業等の施行区域内	—	

(2) 上記により判断した理由(判断理由の根拠となった図面・資料等も添付)

申請地については、市街地から南西約5kmに位置する農業振興地域の整備に関する法律に基づき市が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた区域内にある農地であり、農地法第5条第2項第1号イに該当する「農用地区域内農地」と判断する。

(3) 農用地区域内農地等における不許可例外事由

- 令第11条第1項第1号のイ
事業(許可後1年間)実施後、優良農地に復元される一時転用事業。
- 令第11条第1項第1号のロ
平成29年4月11日付け苦農第72号により、市農業振興地域整備計画の達成上支障が無い旨、意見付きで回答有り。
各号全て該当することから、許可対象としてやむを得ない。

2 一般基準

(1) 事業実施の確実性

確 認 事 項	可否	備 考
資力、信用力	可	残高証明書
転用行為の妨げとなる権利（貸借権、(根)抵当権、地上権等）者の同意等	—	
遅滞ない申請用途に供する見込み	—	
他法令の許可、認可等の処分見込み	可	砂利採取法第16条に基づく採取許可申請中
法令（条例含む）により義務付けられている行政庁との協議	—	
非農地と申請地との一体的な利用の確実性	—	
転用面積の妥当性	—	
転用目的が土地造成のみでないこと （宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性）	—	

(2) 被害防除措置の妥当性

確 認 事 項	可否	備 考
土砂の流出、崩壊等災害の発生	可	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接地間に保安距離 2～5m で設置、法面勾配については 1 : 1.5 を計画されており、安全性は確保されていると考える。 ・表土除去等の際の地下水については、作業状況に応じ集水地を設け、ポンプアップし汚泥処理により場外排水路に排水する。
農業用排水施設の有する機能の支障	—	
周辺農地の営農条件への支障（日照、通風、分断、蚕食等）	—	
農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能への支障	—	

(3) 一時転用

確 認 事 項	可否	備 考
事業終了後の農地復元（表土の確保等）	可	埋め戻し土砂売買契約書
設定する権利が貸借権又は使用貸借権	可	土地賃貸借契約書

3 添付書類

(1) 必須の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
定款又は寄付行為（法人の場合）	定款、寄付行為等に定められた目的、業務の確認	レ
法人の登記事項証明書（法人の場合）		レ
土地の登記事項証明書	全部事項証明書（要約書は不可） 転用面積は原則土地登記簿の地積による	レ
地番図	公図（地積図）等	レ
位置図及び付近の状況を表示する図面（周囲を含めた現況地目図）	必要に応じ色塗り	レ
	「農地の区分」が明確に判断できるもの	レ
申請建築物又は施設の面積、位置及び施設間の距離を表示した図面	縮尺1/500～1/2,000程度	—
資力・信用があることを証する書面	残高証明書、融資証明書等	レ
	必要に応じ過去の事業実績確認書	—
所有者、地上権者等の同意書	所有権以外の権限で申請の場合は所有者同意書	—
	地上権等の権利者がいる場合はその者の同意書	—
	賃貸借の場合は農地法第20条関係書面	—
他法令の許認可等の書面	許認可や議決等を了している場合	レ
土地改良区の意見書	土地改良区域内の場合	—
水利権者、漁業権者等の同意等	取水・排水等で調整等を要する場合	—

(2) その他の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
実測図等（一筆の一部を転用する場合）	所有権移転の場合は分筆後の申請を指導	レ
転用行為の妨げとなる権利者の同意書	抵当権者等の同意書	—
事業計画書	（採取計画）	レ
事業計画の詳細	（ 〃 ）	レ
必要面積算定根拠	（求積 図）	レ
被害防除計画	（採取計画）	レ
工事工程表		レ
土地利用計画図		—
造成計画図（平面図、縦横断図）		—
取水、排水（雨水）等関係図面	（排水施設使用願）	レ
農地以外の土地の利用関係書類	土地利用の契約又は同意書の写し、関係機関等との協議経過書類	レ
住民票	登記事項証明書と住所等が異なる場合	—
真正な権利者の証明（戸籍謄本、遺産分割協議書写し、相続放棄書写し、相続系統図、印鑑証明又は同意書等）	相続未登記の場合	—
復元関係書類（砂利採取法等許可申請写し、埋戻土砂確保関係等書面（土量計算等）、関係図面（縦横断図等）など）	一時転用の場合	レ
農振整備計画に係る市町村の意見等	農用地区域内の一時転用の場合で、農振整備計画への支障がないことを確認	レ
写真	現況写真、航空写真	—
その他	各法令に基づく許認可、告示等の写しなど	レ

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 22 期第 32 回農業委員会総会 議案第 4 号— 1 受付番号 1 番
 (利用権の設定：解除条件付使用貸借権設定)

譲受（借）人： ■■■	譲渡（貸）人： ■■■	作成者： ■■■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可に該当
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者以外の個人であり、権利の設定を受けた後において農地を適正に利用していないと認められる場合において利用権の解除をする旨の条件が附されている。	しない
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・借人の営農計画では、近隣農業者の援助も得られることから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・第 2 項第 6 号に規定する者である。	適応なし
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・借人は、これまでに農作業の経験があり、貸人から色々な助言を受けることが出来、また農業共済組合の準組合員への加入も検討中とのことから、今後安定的に耕作を行うことが見込まれる。	しない
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・第 2 項第 6 号に規定する法人でない。	しない
第 3 項第 4 号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受（借）人と譲渡（貸）人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

第22期第32回農業委員会総会 議案第4号-2 受付番号2番
(利用権の設定：~~所有権移転~~・賃貸借権設定)

譲受(借)人：株式会社■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■■■	譲渡(貸)人： ■■ ■■■	作成者： ■■ ■■■
法18条の条項	判断の理由	不許可に該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農地所有適格法人である。	適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人は、農地所有適格法人であり、当該地において耕作の事業の実績があり、今後の営農計画書からみても、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できると認められる。	しない
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・借人は、※農地所有適格法人としての要件を全て満たした会社であり、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると認められる。	しない
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ている。	適応なし

※参考 農地所有適格法人要件(農地法第2条3項)

要件	判断の理由	適否
形態要件	会社法人(株式会社)であり、株式の全部について譲渡制限を設けている。(定款)	適
事業要件	主たる事業が農業である。(定款)	適
構成員要件	構成員は、常時従事する個人1名である。	適
役員要件	役員1名のうち1名が構成員であり、常時農業に従事(年間150日以上)すると見込まれる。	適